

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

令和 6 年度任意継続加入者にかかる掛金率等について

平素から私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり改定しますのでお知らせします。

記

1. 任意継続掛金率	8.896%	(令和 5 年度 8.694%)
2. 任意継続介護分掛金率	1.692%	(令和 5 年度 1.677%)
3. 標準報酬月額の上限度	380,000 円	(令和 5 年度と同額)

◇令和 6 年度「任意継続掛金早見表」を同封しましたのでご利用ください。

◇任意継続掛金は、選択した納付方法により納付額が相違します。

◇標準報酬月額の上限度は、短期給付を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額（令和 5 年 9 月 30 日時点）を標準報酬月額表の報酬月額にあてはめた場合の標準報酬月額です。

◇私学共済制度の掛金等の率については、令和 6 年 2 月 9 日付『令和 6 年度の掛金等の率について（お知らせ）』を参照してください。

〈連絡先〉

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部 業務部 掛金課 掛金係
〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5
電話番号 03-3813-5321（代表）